令和8年度税制改正　法人税　～研究開発税制の見直し～

令和8年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、研究開発税制の見直しの概要についてお知らせいたします。

研究開発税制の見直し

(1)一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました（※）。

1 令和９年４月１日以後に開始する各事業年度の税額控除割合が次のとおり見直され、その上限を 14%とする特例の適用期限が３年延長されました。

なお、比較試験研究費の額が０である場合等については、下記⑴から⑶までにかかわらずその割合は 8.5%とされています。

⑴ 増減試験研究費割合が 15%超である場合……

11.5% ＋ （増減試験研究費割合 － 15%） × 0.375

⑵ 増減試験研究費割合が３%超 15%以下の場合…

8.5% ＋ （増減試験研究費割合 － 3%） × 0.25

⑶ 増減試験研究費割合が３%以下の場合……

8.5% －（3% － 増減試験研究費割合） × 13 分の 8.5（その割合が０に満たないときは、０）

2 控除税額の上限の特例について、令和９年４月１日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が次のとおり見直され、その適用期限が３年延長されました。

⑴ 増減試験研究費割合が７%を超える場合……

25% ＋ その超える部分１%当たり当期の調整前法人税額の 0.625%（５%が上限）

⑵ 増減試験研究費割合がマイナス１%を下回る場合･･･

25% － その下回る部分１%当たり当期の調整前法人税額の 0.625%（５%が上限）

3 試験研究費割合が 10%を超える場合における税額控除割合の特例及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が３年延長されました。

※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています。

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

本制度について、次の見直しが行われました（※１）。

1 増減試験研究費割合が 12%を超える場合又は試験研究費割合が 10%を超える場合の税額控除割合の上乗せ措置及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が、それぞれ３年延長されました。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度において繰越税額控除限度超過額（※２）を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額（その事業年度において税額控除の適用により控除される金額（税額控除額）との合計で調整前法人税額の 25%（※３）が上限）を控除することができる制度（繰越税額控除制度）が創設されました（※４）。

ただし、繰越税額控除制度は、その適用を受けようとする事業年度（一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度など一定の事業年度を除きます。）において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用することができます。

※１ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています。

※２ 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります。）における措法第 42 条の４第４項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）の合計額をいいます。

※３ 上乗せ措置の適用を受ける各事業年度においては、その上乗せ措置の適用を受けた後の割合となります。

※４ 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます。

【適用時期】

繰越税額控除制度は、同日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用されます。

（3）特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました（※）。

1 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同研究及びその大学等への委託研究については、共同研究又は委託研究に要した費用としてその大学等の長が認定した金額とされました。

2 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。

⑴ 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含み、措令第 27 条の５第２項第 15 号イ⑴に掲げる者を除きます。）のうち、その授与された日以後５年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から５年を経過していないものが追加されました。

⑵ その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととされました。

⑶ その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされました。

※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています。

【適用時期】

令和８年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。なお、上記１については、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についても同様に適用されます。

（4）控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

研究開発税制において控除対象となる試験研究費の額について、その試験研究費の額のうち他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限ります。）に係る試験研究費の額にあっては、次の試験研究費の額の区分に応じた金額が税額控除の対象とされました。

1 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」といいます。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められる一定のものに限ります。）の委託に係る試験研究費の額…その試験研究費の額の全額

2 上記１以外（「国外委託試験研究」の部分）の試験研究費の額…その試験研究費の額の 50%相当額（令和８年４月日から令和９年３月 31 日までの間に開始する事業年度については 70%相当額、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に開始する事業年度については 60%相当額）

【適用時期】

令和８年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。